

日本語を母語としない子どもと保護者の 高校進学ガイダンス2012

8月4日(土)、大宮ソニックシティ市民ホールにおいて、外国出身の子どもたちの高校進学を支援するため、「日本語を母語としない子どもと保護者の高校進学ガイダンス」を開催しました。

当日は、13か国出身の子どもたちやその保護者など178人が参加しました。ガイダンスでは、入学試験や学費のことなど高校進学に関する説明や高校に進学した先輩たちの体験談のほか、各高校や奨学金、勉強をサポートしてくれる日本語教室に関する相談が行われました。

また、通訳が必要な参加者のために、中国語やスペイン語をはじめ8か国語の通訳者が対応しました。

参加者たちは、高校の先生や先輩などに直接話を聞き、進学へのモチベーションや希望を持った様子が見られました。

会場では、入学試験スケジュールや日本の中学校を卒業していない人のための「資格認定」などの情報が掲載された「リーフレット」を配布しました。このリーフレットは日本語のほか6か国語の翻訳版があり、当協会のホームページに掲載していますので、ガイダンスに参加できなかった方や将来高校進学を希望している方は、是非、ご覧ください。

URL <http://www.sia1.jp/guidance/guidance.html>



オリエンテーションの様子



先生の話に熱心に耳を傾ける参加者

外国人総合相談センター埼玉の相談から ~新しい在留管理制度がスタートして~

2012年7月9日(月)、従来の「外国人登録制度」が「新しい在留管理制度」に移行しました。

この日以降、外国人総合相談センター埼玉にも相談が増加し、今年7月の在留に関連する相談件数は、昨年の約2.5倍以上にあたる162件でした。

8月に入ってから従来程度の相談件数に落ち着いてきましたが、今回はその代表的な相談事例をご紹介します。

Q

私は、まだ新しい在留カードの交付を受けていませんが、従来の外国人登録証明書は所持しています。この外国人登録証明書を出国の際に提示すれば、みなし再入国許可制度の対象になりますか？

A

従来の外国人登録証明書は、一定の期間、在留カードとしてみなされますので、帰国時に有効な外国人登録証明書を持ち、出国から1年以内に日本に再入国するのであれば、みなし再入国許可制度の対象になります。ただし、在留期限が出国後、1年未満に到来する場合は、その在留期間までに再入国してください。なお、在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は異なりますので、事前に法務省入国管理局で確認してください。

外国人のための一斉無料法律相談会を開催します。

協会は、関東弁護士会連合会、埼玉弁護士会と共催で、弁護士が相談に対応する「一斉無料法律相談会」を開催します。法律問題でお困りの方は、相談を受けるよい機会となります。お知り合いの外国人の方にもお知らせください。なお、ご利用の際は、事前予約が必要です。

- 日時：11月17日(土) 13:00~16:00(一人1時間)
- 場所：埼玉弁護士会法律相談センター
(浦和駅西口徒歩15分・埼玉県庁そば)
- 通訳：必要により、ボランティア通訳の派遣も可能
- 予約：外国人総合相談センター埼玉(☎048-833-3296)
受付時間：9:00~16:00(土・日曜、祝日を除く。)